平成２９年（フ）第４２６号
相模原市南区古淵１丁目19番28―307号
債務者　小野由起子
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４３１号
相模原市中央区相模原１丁目５番13号　センチュリー相模原Ⅱ202
債務者　越田　祐輔
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４３６号
相模原市南区上鶴間６丁目30番９号　プラザ東３Ｆ－Ａ
債務者　中島　貴彦
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４４５号
相模原市中央区上溝2172番地１　モナークマンション相模原308
債務者　柳井　繁克
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４４６号
相模原市南区新磯野４丁目７番１―511号
債務者　野澤　和広
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４５１号
相模原市中央区上溝2421番地１　上溝神明団地２―302
債務者　チャンタラート　ブワチャン
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４５２号
相模原市南区東林間８丁目20番25号　ハイツシロ201
債務者　井内　一博
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４５２７号
大阪市西淀川区姫島４丁目８番23号　ベルノ姫島　302号室、前住所大阪市西淀川区大和田３丁目３番５―203号
債務者　中島　久喜
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７８３号
大阪市都島区都島北通１丁目14番７号　プチメゾン都　303号
債務者　有田慎護こと　趙　　甲烈
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７２号
栃木県宇都宮市三番町１番４号　リブポート宇都宮207号室
債務者　関　　芳宏
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４７４号
栃木県さくら市氏家3250番地51　ドリームハイツ103、前住所茨城県ひたちなか市大字市毛847番地10　加瀬ハイツ１棟102号
債務者　能渡　利華
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１８２号
沖縄県宜野湾市我如古２丁目18番８―302号アパート城
債務者　仲本　藤乃（旧姓宮城）
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第４２８号
栃木県宇都宮市平松本町1122―１　クレール平松Ｄ103、住民票上の住所群馬県邑楽郡大泉町富士１丁目５番１号
債務者　尾城　　愛
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３１２号
岡山県玉野市八浜町大崎420番地１　Ｖｉｓｉｏｎ21　101号室
債務者　林　　克知
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月24日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３９７号
岡山市南区福富中２丁目15番20号
債務者　福井　昌子
1　決定年月日時　平成29年11月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月24日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４４５号
岡山市北区七日市西町５番19号　パーシモンハイツ102
債務者　黒瀬　智慧（旧姓西森）
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部